

## 26. 水道料金等の変遷

### (1) 水道料金

(単位：円)

区分			施行年月日	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和
				11. 5. 19	18. 10. 1	21. 3. 1	21. 11. 1	22. 9. 1	23. 9. 1	24. 9. 1
専	基 本 料 金	計 量 制  (10m <sup>3</sup> まで)	13mm	1.30	1.30	3.00	10.00	20.00	45.00	
			16"	1.40	1.40	4.00	12.00	25.00	55.00	65.00
			20"	1.50	1.50	5.00	15.00	30.00	65.00	100.00
			25"	2.00	2.00	6.00	20.00	40.00	85.00	130.00
			50"	3.00	3.00	7.00	30.00	60.00	130.00	195.00
			75"	4.50	4.50	11.00	45.00	90.00	200.00	325.00
			100"	6.00	6.00	15.00	60.00	140.00	310.00	650.00
			100"超	10.00	10.00	25.00	100.00	200.00	440.00	1,300.00
	定 額 制  (5人まで)	13mm	—	—	—	10.00	20.00	4人 まで 45.00	65.00	
		16"	—	—	—	12.00	25.00	55.00	65.00	
		20"	—	—	—	15.00	30.00	65.00	100.00	
		25"	—	—	—	20.00	40.00	85.00	130.00	
		50"	—	—	—	30.00	60.00	130.00	195.00	
		75"	—	—	—	45.00	90.00	200.00	325.00	
100"		—	—	—	60.00	140.00	310.00	650.00		
100"超		—	—	—	100.00	200.00	440.00	1,300.00		
用	超 過 料 金	計 量 制	50m <sup>3</sup> まで	0.12	0.12	0.25	1.00	2.00	5.00	7.00
			200"	0.10	—					
			500"	0.08	0.11					
			1000"	0.07	—					
			2000"	0.06	0.90					
			5000"	0.05	0.80					
			5001"以上	0.04	0.70					
	定 額 制	1人増	—	—	—	1.50	3.00	7.00	15.00	
		浴槽 1	—	—	—	2.00	4.00	9.00	15.00	
		同居人 1	—	—	—	2.00	4.00	9.00	15.00	
支柱 1		—	—	—	2.00	4.00	9.00	10.00		
共 用	基 料 本 金	計量制	5 m <sup>3</sup> まで	0.50	0.50	1.50	5.00	10.00	22.00	
		定額制	5人まで	—	—	—	5.00	10.00	4人 まで 22.00	30.00
	超 過 料 金	計量制	1 m <sup>3</sup> につき	0.08	0.08	0.20	1.00	2.00	5.00	6.00
		定 額 制	1人増	—	—	—	1.00	2.00	5.00	10.00
			浴槽 1	—	—	—	2.00	4.00	9.00	15.00
同居人 1	—	—	—	1.00	2.00	5.00	12.00			
消 火 栓 演 習			10分毎	1.00	1.00	5.00	10.00	20.00	45.00	65.00

(単位：円)

区分		施行年月日		昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和
		27.1.1	31.4.1	35.4.1	39.1.1	43.12.1	48.4.1		
家	庭用	基本10m <sup>3</sup>	100	130	一般用	280	280	280	280
		超過1m <sup>3</sup>	11	14	220	37			
								11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> 41 21m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup> 54 41m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> 62 101m <sup>3</sup> ～500m <sup>3</sup> 71 501m <sup>3</sup> 以上 80	280
官公署学校病院用		基本20m <sup>3</sup>	200	260	440	廃止	—	—	—
(病院・事務所・工場用)		超過1m <sup>3</sup>	11	11	25				
特殊営業用		基本20m <sup>3</sup>	300	390	廃止	—	—	—	—
		超過1m <sup>3</sup>	17	22					
浴場用		基本100m <sup>3</sup>	800	1,040	1,300	1,800	1,800	1,800	1,800
		超過1m <sup>3</sup>	9	12	15	25	27	27	27
共用		基本5m <sup>3</sup>	45	59	100	130	130	130	130
		超過1m <sup>3</sup>	10	13	20	27	27	27	27
定額専用		基本5人	110	143	廃止	—	—	—	—
		1人増	25	33					
		浴槽1	25	33					
定額共用		基本5人	60	78	廃止	—	—	—	—
		1人増	25	33					
		浴槽1	25	33					
消火栓演習		10分毎	100	100	100	100	廃止	—	—

(旧北総地区水道料金) ——— 昭和47年1月1日施行

種別	基本水量 (一月につき)	基本料金 (一月につき)	超過料金	
一般用	10m <sup>3</sup>	380円	11～20m <sup>3</sup>	63円
			21～100m <sup>3</sup>	69
			101m <sup>3</sup> 以上	74

(一月につき)

区分		施行年月日		昭和51.4.1	昭和58.12.1	昭和63.6.1	平成元.10.1	平成8.4.1	平成9.10.1	平成26.4.1	令和元.10.1
		昭和51.4.1	昭和58.12.1	昭和63.6.1	平成元.10.1	平成8.4.1 (現行)	平成9.10.1	平成26.4.1	令和元.10.1		
基本料金	口径13mm	230円	320円	330円	計算した額の合計額に100分の103を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	380円	計算した額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	計算した額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	計算した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。		
	20	520	725	770		890					
	25	770	1,260	1,370		1,590					
	40	2,200	4,100	5,400		6,350					
	50	4,900	9,200	12,200		14,400					
	75	11,000	21,000	28,000		33,100					
	100	22,000	41,000	54,000		63,900					
	150	60,000	113,000	150,000		177,600					
	200	122,000	230,000	304,000		360,000					
	250	—	409,000	541,000		641,000					
300	—	654,000	866,000	1,027,000							
従量料金	一般	1～10m <sup>3</sup>	30円	45円	50円	57円					
		11～20	80	120	130	150					
		21～40	130	195	210	244					
		41～100	170	260	280	326					
		101～500	210	320	345	404					
		501m <sup>3</sup> 以上	250	350	375	441					
公衆浴場	1m <sup>3</sup> につき	30円	45円	50円	57円						
共用	1m <sup>3</sup> につき	30円	45円	50円	57円						

## (2) 給水申込納付金

施行年月日 口径	昭和48.4.1	昭和51.4.1 (現行)	平成元.10.1	平成9.10.1	平成26.4.1	令和元.10.1
13 mm	30,000 円	100,000 円	左表の額に100分の103を乗じて得た額とする。	左表の額に100分の105を乗じて得た額とする。	左表の額に100分の108を乗じて得た額とする。	左表の額に100分の110を乗じて得た額とする。
20	60,000	270,000				
25	130,000	460,000				
40	430,000	1,400,000				
50	740,000	2,500,000				
75	2,000,000	6,700,000				
100	4,000,000	14,000,000				
150	11,000,000	38,000,000				
200	φ200以上局長が定める額	78,000,000				
250		138,000,000				
300		219,000,000				
350		φ350以上局長が定める額				
以上						

## (3) 開発負担金

施行年月日 項目	昭和51.4.1 (現行)	平成元.10.1	平成9.10.1	平成26.4.1	令和元.10.1
建築物負担金	計画一日最大給水量に1㎡当たり130,000円を乗じて得た額	左表により計算した額に100分の103を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	左表により計算した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	左表により計算した額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	左表により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
宅地負担金	造成面積に1㎡当たり650円を乗じて得た額				

(注) 1. 建築物負担金の建築物とは、計画1日最大給水量5㎡以上の建築物をいう。  
2. 宅地負担金の宅地とは、公共用地を除く面積が1,000㎡以上の宅地をいう。

## 27. 量水器使用料の変遷

(単位：円)

施行年月日 口径	昭和 11.5.19	昭和 21.3.1	昭和 21.11.1	昭和 22.9.1	昭和 23.9.1	昭和 24.9.1	昭和 27.1.1	昭和 31.4.1	昭和 35.4.1
13 mm	—	—	—	4	9	13	20	26	廃 止
16	—	—	—	6	13	13	20	26	
20	—	—	—	8	17	17	35	46	
25	—	—	—	10	22	22	40	52	
30	—	—	—	20	44	44	55	72	
40	—	—	—	40	88	88	100	130	
50	—	—	—	60	130	130	200	260	
75	—	—	—	80	175	185	290	377	
100	—	—	—	100	220	250	350	455	
100 以上	—	—	—	200	440	440	(150mm) 640 (200mm) 1,000	832	